

学校伝染病治癒証明書

学生は、学校保健安全法に定められた感染症に罹患した場合、大学に登校できません。他者への感染のおそれなくなり登校に支障がなくなりましたら、本証明書を教務課まで提出してください。

| | | | | | |
|------|--|----|--|----|--|
| 学籍番号 | | 学年 | | 氏名 | |
|------|--|----|--|----|--|

①インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、出席停止期間を本人が記載し、罹患したことを示す書類(医療費明細書等で可)を添付してください。

| 疾病名 | 出席停止期間 |
|--------------|---|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 年 月 日 ~ 月 日 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 年 月 日 ~ 月 日 |

②上記疾病以外の学校感染症に罹患した場合は、担当医に「学校感染症治癒証明書」の記入を依頼して下さい。

担当医 様

学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した本学学生について、診断名及び出席停止期間を枠内にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 横浜薬科大学 教務課 TEL (045)859-1320

上記の者は、下記の出席停止期間以降は、登校しても感染予防上支障がないことを証明します。

出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(下記疾病の該当欄に○印の記入をお願いいたします)

| 種類 | ○印 | 疾病名 | 出席停止期間 |
|-----|----------------|--------------|---|
| 第一種 | | 病名【 】 | 治癒するまで |
| 第二種 | 本人が ①に記載 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| | | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | | 水痘 | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | |
| 第三種 | | コレラ | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | | 細菌性赤痢 | |
| | | 腸管出血性大腸菌感染症 | |
| | | 腸チフス | |
| | | パラチフス | |
| | | 流行性角結膜炎 | |
| | | 急性出血性結膜炎 | |
| | その他の感染症 【 】 | | |

年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名

印